



国土交通省 「公共工事の更なる品質向上を目指して」

四国地方整備局

平成27年度 「四国地方整備局総合評価委員会」を開催

「四国地方整備局総合評価委員会」は、四国地方整備局が総合評価落札方式による工事の発注、及び総合評価落札方式、プロポーザル方式による建設コンサルタント業務の発注を行うにあたり、技術提案の審査又は評価が中立かつ公正に行われるように、学識経験者から意見聴取するために設置したものです。

平成28年3月22日に開催した平成27年度四国地方整備局総合評価委員会において、平成28年4月以降の工事及び業務の総合評価落札方式の見直し等に関するご意見を聴取し、実施方針策定の参考としました。

【総合評価委員会の概要】

1. 日時：平成28年3月22日（火） 14:00～16:15
2. 場所：高松サポート合同庁舎 13階 災害対策室
3. 出席委員：渡邊法美委員長、原幸宏委員、森脇亮委員、武藤裕則委員
高塚創委員（順不同）

4. 議事次第

報告事項

- 1) 四国地方整備局総合評価委員会委員の交代について
- 2) 総合評価落札方式（工事）による入札状況等について
- 3) コンサルタント業務における入札状況等について

審議事項

- 【工事】 1) 平成28年度総合評価落札方式の見直し方針（案）について
2) 平成28年度実施方針（案）について
- 【業務】 3) コンサルタント業務における運用の見直しについて

5. 主な意見の概要

【渡邊委員長まとめ】

- ・工事については、落札者と非落札者における評価点の獲得率に差が付く傾向にあるが、今後とも評価点の分析と併せて、入札価格、落札率、工事成績の望ましいあり方について、更なる分析・検討をお願いしたい。また、調査基準価格未満の入札状況及びその評価点の獲得状況についても、更なる分析・検討をお願いしたい。
- ・四国地整の実績のみ評価するプロポーザル業務の試行においては、今後とも競争性の確保について、十分に配慮して頂きたい。

<問い合わせ先> 国土交通省 四国地方整備局 TEL：(087)851-8061
【企画部（全般）】 技術開発調整官 石田 和敏（内線3120）
技術管理課長 伊賀 達也（内線3311）
工事窓口：技術管理課長補佐 片岡 浩史（内線3314）
業務窓口：技術管理課長補佐 武智 高明（内線3313）
【港湾空港部】 品質確保室長 近藤 徹（内線6413）

四国の総合評価について

四国地方整備局では、平成17年11月1日に「第1回 四国地方整備局総合評価委員会」を開催、「総合評価落札方式の実施方針」を審議して、工事の落札者決定方法については、「原則、全工事に総合評価を適用する。」こととした。



四国の地域性に配慮した総合評価落札方式となるよう、毎年度、落札結果等を分析し、評価項目、配点等の改善を図ってきたが、**建設投資額の減少**に伴い**受注競争が激化**や入札契約手続きにおける**競争参加者・発注者双方の負担増大**等が問題となった。



国土交通省(本省)は、平成24年2月28日の「総合評価落札方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」(第6回)において、**競争参加者・発注者双方の負担軽減**等を目的として、施工能力の評価と技術提案の評価に二極化を図るなどの「総合評価落札方式改善の方針(案)」を作成した。



四国地方整備局においても、第6回懇談会の改善方針(案)を参考に、平成24年度10月より、四国の実態も考慮しつつ**二極化**を図った。また、平成26年度には更なる負担軽減を目的に、技術提案の招請・評価方法の見直し等の実施方針の改正を行った。



平成26年6月4日公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、「入契法」「建設業法」について一体として改正された所謂「担い手3法」に向けた取り組みとして、新たな担い手確保を目的に自治体の工事成績を直轄工事と同一に扱い評価する試行工事を行った。



平成28年度の総合評価落札方式の実施方針は、現状のデータ分析結果を踏まえ、**平成27年度からの大きな改正は実施せず**、更なる分析を進めるとともに、引き続き担い手確保に配慮した総合評価方法、受発注者双方の事務負担軽減対策を実施する。

平成28年度実施方針について

公共工事の品質を確保するために価格以外の技術的要素を重視する総合評価落札方式の拡充を図り、四国の地域性を考慮し、その評価項目、配点等の見直しを行ってきた。
過去の見直しにおいて、懸念されていた課題について、分析を進めたところ以下の状況となっている。

【現状の分析結果】

【①受注者の偏在】

- 1社集中の状態は発生しておらず、受注者の偏在の傾向は見られない。

【②工事品質の低下】

- 「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の発注方式において工事成績の差は生じているが、どちらの方式においても工事成績は上昇傾向にあり、品質低下の傾向は見られない。

【③技術者の偏在】

- 技術者の実績、成績評価において、現場代理人の実績を主任(監理)技術者と同等に評価している事により、若手技術者等の主任(監理)技術者の実績を有しない技術者についても受注可能な評価基準となっており、その後の工事成績についても、品質が確保されている事が確認された。

【④新たな担い手の確保】

- 2件の試行工事を実施し、1件については近年において直轄工事の実績を有していない社が受注し、1件は近年においても直轄工事の実績を有している社が受注する結果となった。

【その他、現状の評価項目等の分析】

- 各評価項目ともに工事成績と相関関係にあり、工事の品質確保に対して、効果のある評価項目となっていることが確認できた。
- 技術者実績及び企業実績において、落札者と非落札者の評価点獲得率に若干の差が出ている状況であり、今後の更なる分析が必要。
- 登録有資格者数については、下げ止まりしているものの、応札者数は減少傾向にあり、入札参加意欲を向上させる取り組みが必要。

【現状の分析内容を踏まえた、平成28年度実施方針】

過去の見直しにより、現行の総合評価項目は、工事品質の確保に対して、効果を発揮しつつ、懸念されていた課題に対しても対応出来ている状態となっていることから、平成28年度の総合評価落札方式の実施方針は、平成27年度からの変更は実施せず、更なる分析を進めるとともに、引き続き担い手確保に配慮した総合評価方法、受発注者双方の事務負担軽減対策を実施する。

【主な改定内容】

●新たな地域維持の担い手を確保するための取り組み

- ①自治体実績評価の試行の拡大
- ②実績重視型の試行

●受発注者双方の事務量負担軽減

- ③一括審査方式の試行の拡大
- ④段階選抜方式の継続実施
- ⑤災害時の緊急復旧等の実績評価に関する資料作成等の負担軽減

①自治体実績評価の試行の拡大

【概要】

新たな地域維持の担い手を確保することを目的として、近年において直轄工事の施工実績を持たない企業（地域維持を担う建設業者）の受注機会を拡大する試行の拡大を行う。試行内容は、総合評価項目の企業及び技術者の工事成績評価において、自治体発注工事の工事成績を活用する試行を工事発注量の多い複数事務所において実施する試行の拡大とする。

（H27:徳島河川国道事務所発注工事 2件）

②実績重視型の試行

【概要】

新たな地域維持の担い手を確保することを目的として、企業の参加を促進するために、工事成績を重視したものから同種工事の施工実績の加算点を重視した評価方法を新たに試行する。

③一括審査方式の試行の拡大

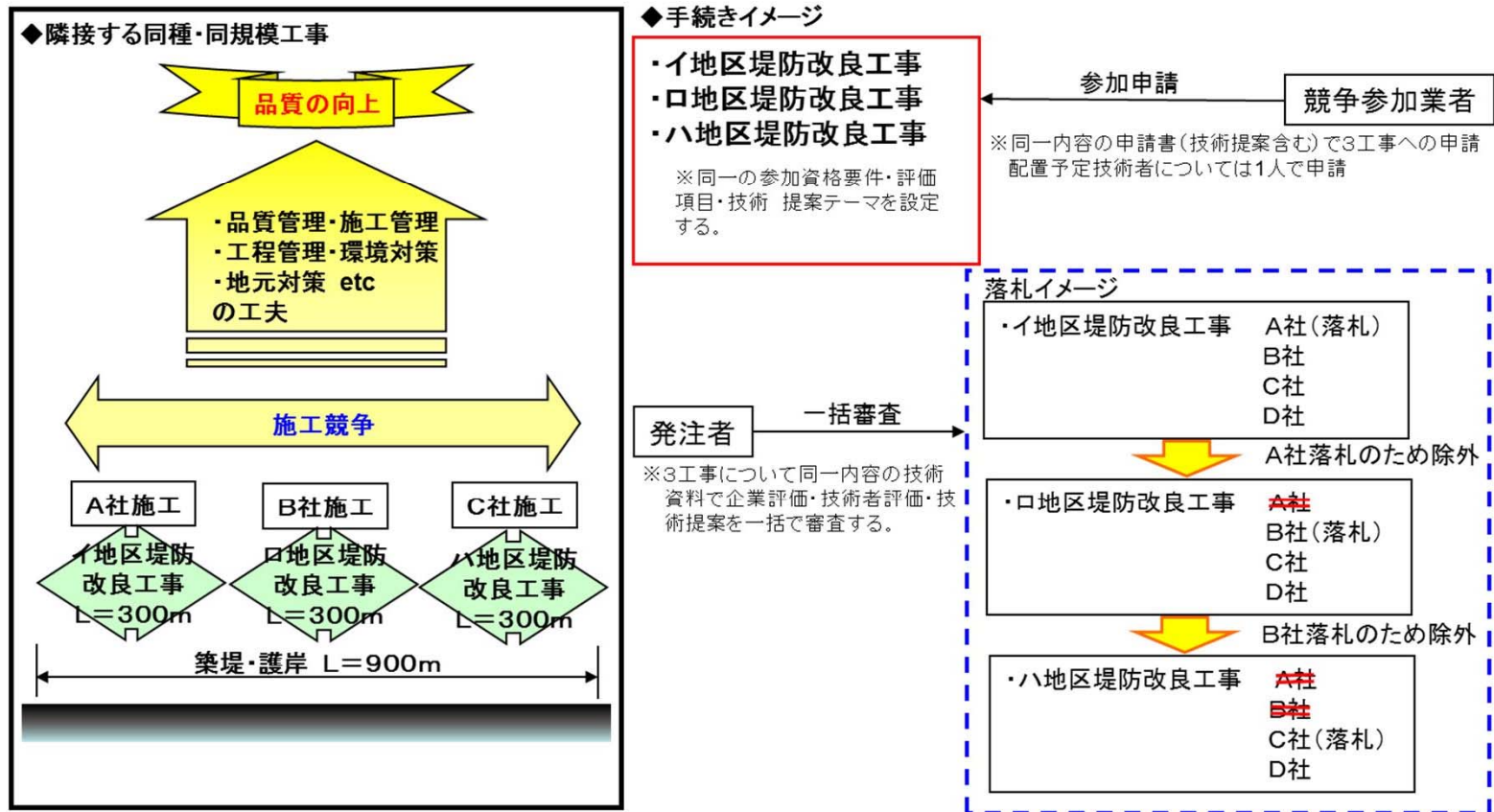
(H25 4グループ(11件)、H26 5グループ(13件)、H27 6グループ(15件))

【一括審査活用方式の目的】

- ・隣接する同種・同規模工事を異なる企業が受注することで、受注者間で施工管理・工程管理・環境対策・地元対策など様々な観点から競争させることによって、総合的に品質の向上を図る。
- ・また、併せて迅速な入札契約手続き、受発注者の事務量軽減、受注業者の固定化対策並びに工事間(受注者間)の連携による効率化も図ることが出来る。

■試行の拡大

技術提案評価型のみの適用から**技術提案評価型及び施工能力評価型の適用として試行を拡大。**



④段階選抜方式の試行の継続実施（H22～H25 10件、H26 2件、H27 1件）

【段階選抜方式の】

- ・技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式を取り組む。
- ・1次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案」の評価の審査により上位10位までを絞り込み。
- ・2次審査は、「技術提案」の審査及び総合評価を実施。

■試行対象

競争参加業者数が概ね20者を超えると想定できる工事。【トンネル工事等】

■内容

(1)1次審査

- ・「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案」により審査を行い、上位10位までに絞り込む。
- ただし、競争参加資格の要件を満たす者が10に満たない場合は、要件を満たす者すべてとする。

なお、技術者評価及び企業評価は、1次審査のみ評価し、2次審査では評価しない。

(2)2次審査

- ・技術提案 及び技術提案 により審査を行い、総合評価を行う。

右表は、WTO対象工事の例

総合評価		段階選抜（競争参加者を 上位10位 に絞り込む必要がある場合に適用）							総合評価							
技術提案		技術者評価					企業評価		判定結果	評価点合計	A 加算点合計 (提案 + 提案)	B 施工体制評価点の獲得割合を乗じた最終加算点(少数位桁(2位四捨五)) A*C/30	C 施工体制評価点			加算点 + 施工体制評価点 (B+C)
VEに値する提案		配置予定技術者評価					基本企業評価						品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	施工体制評価点合計	
提案	提案	工同 経種 験・ 類 似 工 事 の 施	工同 経種 験・ 類 似 工 事 の 施	工同 経種 験・ 類 似 工 事 の 施	小計	施工実績等評価	小計	+	〃	()	()	()				()
30	30	5	5	5	15	15	15	30	()	()	15	15	30	()		

工事の競争参加を申請する都度に提出していた「災害時における緊急復旧等の実績」の評価に関する資料作成等の負担軽減を行います。

【現状】

- ・下表に示す評価基準に合致する配点を、総合評価の評価点として加算している。

災害時における緊急復旧等の実績評価

● 企業評価

災害支援に係る表彰等

（H28.1.18現在の評価項目等）

評価項目		評価基準	配点
平成24年度以降の表彰（表彰は災害支援に限る）又は災害時における緊急復旧等の実績	災害時における緊急復旧等の実績	四国地方整備局の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	5.0
		四国四県の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	3.0
		四国内の市町村の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	1.0

※災害時における緊急復旧等の実績がある場合は、国・県・市町村からの指示書（票）、契約書等の契約が確認出来る資料の写し（いずれか1件）及び災害内容・現地作業内容・被災原因が確認出来る資料（報告書、契約図書等）を提出すること。



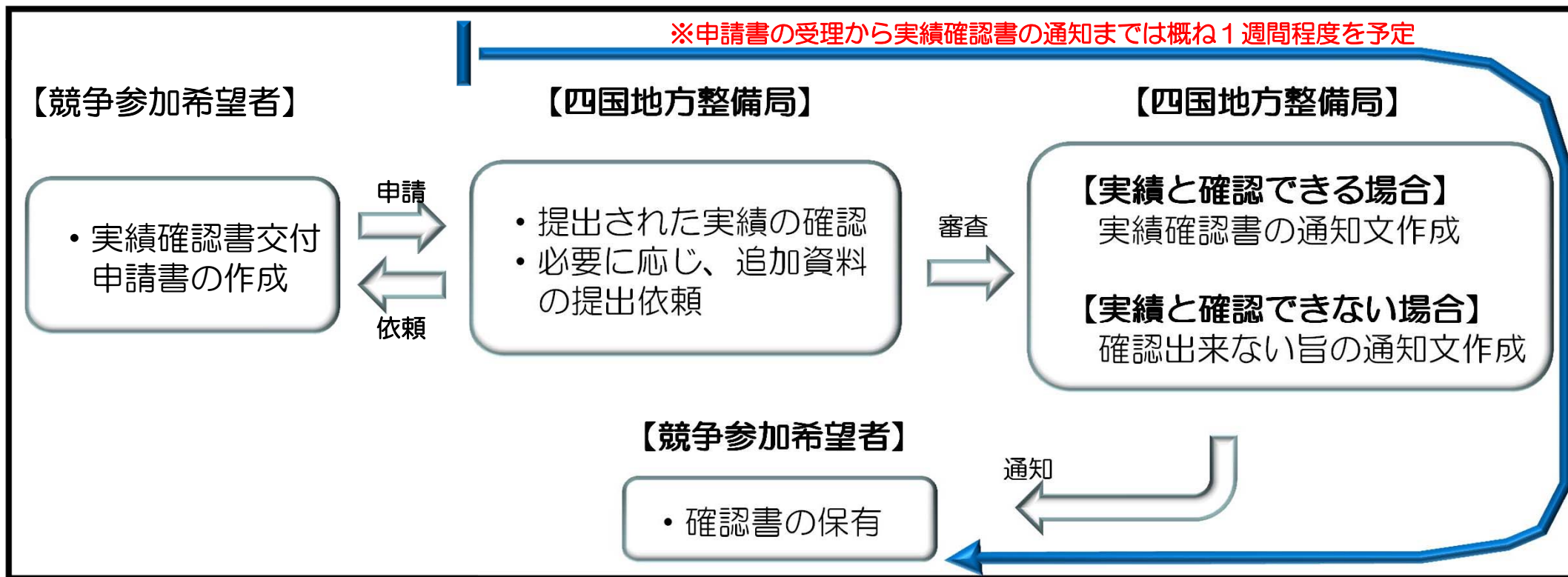
評価基準に示されている実績を証明するため、競争参加資格確認申請を提出する工事案件毎に、実績が確認できる資料を作成し提出している。

【事務手続きの負担軽減】

「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 企画部 技術管理課制定 平成28年1月20日）」に基づいて、必要な資料を提出して頂き、その資料により「災害時の緊急復旧等の実績」であると確認したものに対して、確認書を交付します。

これにより、競争参加資格申請書を提出する工事案件毎に作成・提出していた各種資料に代えて、確認書のみを提出して頂ければ良いこととなります。

【申請の方法（申請のフロー図）】



【申請書類】

申請にあたっては、必要な関係書類を四国地方整備局 企画部 技術管理課に提出してください。なお、実績の確認をするために、提出して頂いた資料に不足や不明な点がある場合は、**資料の追加をお願いする場合があります。**

（資料不足等による資料の不備で、実績確認書が交付されないことはありません）

● 交付申請書類の概要

- 交付申請書（様式1及び様式2）
 - 契約行為がわかる指示書（票）、契約書等または「指示もしくは要請」が確認できる資料の写し
 - 作業内容の分かる資料（報告書、契約図面、作業状況写真等）
 - 現地作業着手までに余裕期間を許されない緊急性が確認できる資料（作業工程表等）
 - 災害による被害の具体的な内容が確認できる資料（規模等分かる図面や写真）
- ……等

※詳細は「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 企画部 技術管理課制定 平成28年1月20日）」を四国地方整備局のホームページに掲載しますので、参照ください。

【ホームページのアドレス】

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/index.html>

【交付する実績確認書の例】

●実績と確認できる場合

国四整技管第28号
平成28年1月18日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
企画部 技術管理課長

災害時における緊急復旧等の実績確認書

平成28年1月12日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業が、四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年1月20日）に示される「災害時における緊急復旧等」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、平成30年3月31日までとする。

記

工事または作業	
内 容	排水ポンプ車による内水排除作業
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 香川河川国道事務所
工事名	平成26年度 ●△◆維持工事

【実績確認書の有効期限】
 四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第11条（実績確認書の有効期限）
 「災害時における緊急復旧等」の応急復旧工事または作業の開始日の年度から、その年度を含み4年度間を有効期限とする。

●実績と確認できない場合

国四整技管第28号
平成28年1月15日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
企画部 技術管理課長

災害時における緊急復旧等に関する通知

平成28年1月12日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業は、四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年1月20日）に示す「災害時における緊急復旧等」と確認できないことを通知する。

記

工事または作業	
内 容	土嚢製作及び危険箇所へのブルーシート張り作業
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 香川河川国道事務所
工事名	平成26年度 ●△◆維持工事

実績と確認できない理由

- ・ 四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第6条第1項に該当しない。

四国地方整備局における総合評価方式の実施方針

四国地方整備局においては、公共工事の品質確保の促進を図るため、総合評価方式をより積極的かつ効果的に活用する観点から、総合評価方式の実施方針を以下のように定める。

第1 総合評価方式の適用

(1) 総合評価方式とは

総合評価方式とは、「価格」と「価格以外の要素（技術力）」を総合的に評価し落札者を決定する方式である。「価格以外の要素（技術力）」の評価結果を数値化した技術評価点数（標準点＋加算点）を企業の入札価格（予定価格以下であること）で除して算出された数値（＝評価値）が最も高い業者を落札者とするものである。

技術評価点数：標準点＋加算点

標準点：要求要件を満足する技術資料を提出した者に対して100点の標準点を与える。

加算点：技術資料に対し評価基準に基づき評価した加算点を与える。

また、いわゆるダンピング受注については、これまでも対策を講じてきたところであるが、低価格入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する新たな総合評価方式として、「施工体制確認型総合評価方式（以下「施工体制確認型」という。）」を試行する。施工体制確認型における技術評価点数は以下のとおりとする。

技術評価点数：標準点＋加算点＋施工体制評価点

施工体制評価点とは、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を評価基準に基づき評価し与えるものである。

さらに、技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担が増大していることに鑑み、競争性を維持しながら契約の相手方をより合理的・効率的に選定できるよう、広く競争参加者を募った上で、第一段階の競争における評価点が上位の3～10者程度に、最終的な落札者を決めるための入札書及び技術提案等を求める「段階選抜方式」を試行する。

また、事業の特性、地域の実情等に応じて多様な入札契約方式を試行できるものとする。

(2) 総合評価方式の適用

総合評価方式は、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とする。

また、低価格入札の発生状況を踏まえて、施工体制確認型を積極的に適用するものとする。

(3) 総合評価方式の方式

総合評価方式の適用に当たっては、工事の技術的な特性に応じて次に掲げるいずれかの方式を選択する。

1) 技術提案評価型

①技術提案評価型（A型）

技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める場合で、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

また、適用する全ての工事において段階選抜方式を試行することとする。

②技術提案評価型（S型）

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事において、

競争参加者に施工上の工夫等の技術提案を求め、品質の向上、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

また、適用する工事の内容・規模により、段階選抜方式を試行できることとする。

2) 施工能力評価型

①施工能力評価型（Ⅰ型）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める施工計画を確認し、同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格を総合的に評価するもの。

また、適用する工事の内容・規模により、段階選抜方式を試行できることとする。

②施工能力評価型（Ⅱ型）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格を総合的に評価するもの。

〔別紙 図－1 参照〕

第2 総合評価方式の加算点及び施工体制評価点の評価要素

（1）加算点の評価要素

総合評価方式の加算点の算定は、「技術提案の評価」、「技術者の評価」及び「企業の評価」の3つの評価要素より行うものとする。

1) 技術提案の評価

競争参加者から技術提案を求め、工事毎にあらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の評価を行うものとする。なお、技術提案の内容が適正でない場合は競争参加を認めない。また、一定水準以下の技術提案の場合も競争参加を認めないとする事が出来るものとする。

○内容が適正でない技術提案とは、

- ・提案内容に対する根拠が明らかでない技術提案
- ・他の施設管理者等と新たな協議を必要とし、協議しても実現の可能性の低い技術提案
- ・現地の気象、地形、地質等の条件が考慮されていない技術提案
- ・労働安全衛生規則等の法律、規則に抵触する技術提案
- ・技術提案を実施することで品質の低下が懸念される技術提案

等を言う。

○一定水準以下の技術提案とは、

- ・品質等の向上効果が、一定水準以上あると認められない技術提案等を言う。(求める水準は工事内容に応じて設定する事が出来るものとする。)

2) 技術者の評価

競争参加者から配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行うものとする。

3) 企業の評価

競争参加者から企業の同種・類似工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種・類似工事の施工実績等の評価を行うものとする。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成るものとする。

(2) 評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、別紙 表-1～6の評価項目等により行うものとする。

(3) 施工体制確認型の適用及び施工体制評価点の評価要素

施工体制確認型は原則、全ての工事に適用するものとし、施工体制評価点の算定は「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。(別紙 表-7)

第3 評価要素の評価点から加算点への換算

(1) 加算点への換算

競争参加者の技術提案に対する加算点は、総合評価の方式に対応し該当する評価要素（技術提案の評価、技術者の評価、企業の評価）の評価点の総和（＝合計評価点）を基に、これを総合評価の方式及び工事規模により該当する「加算点幅」に換算したものをもちて加算点とするものとする。

なお、この換算に当たっては、同一工事の競争参加者の間で、最も高い合計評価点の競争参加者に加算点幅の満点を、また、最も低い合計評価点の競争参加者に0点を与え、その間の競争参加者の加算点は按分し算定する事も出来るものとする。

(2) 方式毎の評価要素と適用加算点

1) 技術提案評価型

①技術提案評価型（A型）

評価要素としては技術提案の評価のみとし、適用加算点は工事の技術的特性を踏まえ、50～70点までの範囲で適宜設定するものとする。

②技術提案評価型（S型）

※「政府調達に関する協定」適用工事の場合

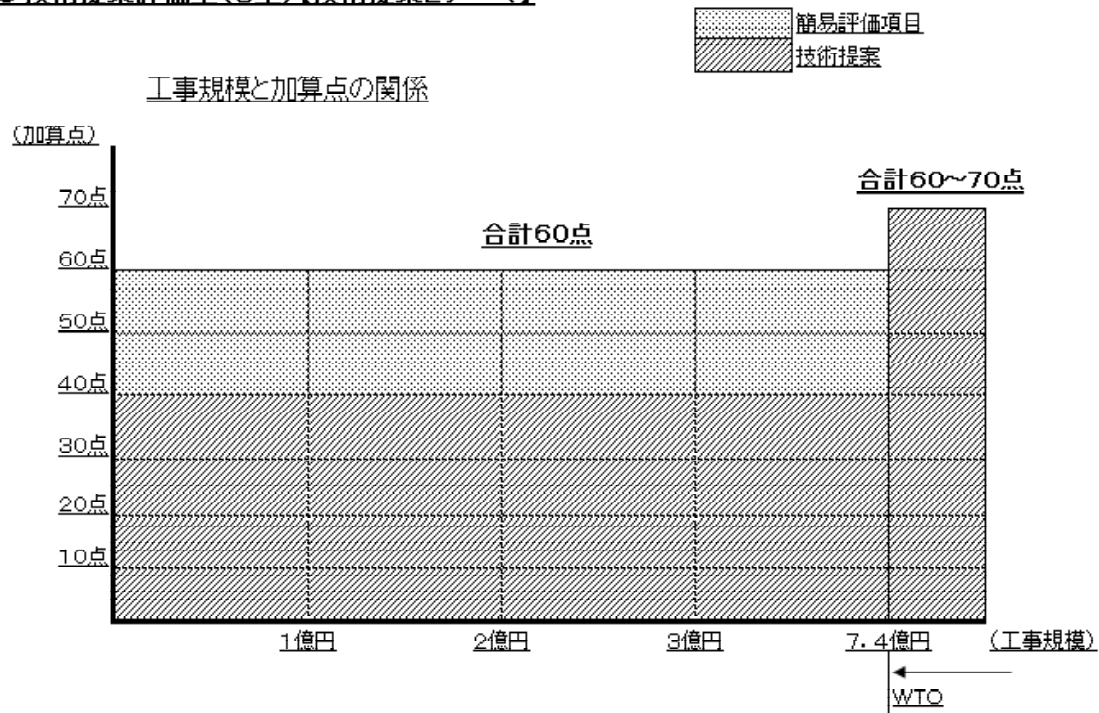
評価要素としては技術提案の評価のみとし、適用加算点は60～70点までの範囲で適宜設定するものとする。

※「政府調達に関する協定」適用外工事の場合

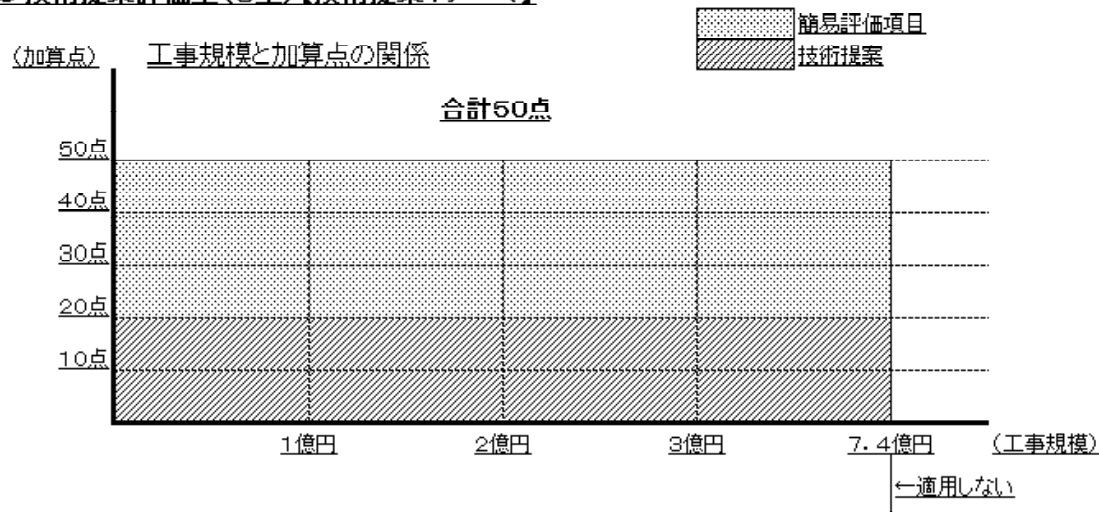
評価要素としては、技術提案の評価、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、適用加算点は、技術提案の評価点に対応する部分は20～40点、その他の部分は20～30点、合計50～60点の範囲で適宜設定するものとする。

※国の建設工事の調達においては、H28.4.1～H30.3.31の間は7.4億円以上が対象となる。

●技術提案評価型(S型)【技術提案2テーマ】



●技術提案評価型(S型)【技術提案1テーマ】



2) 施工能力評価型

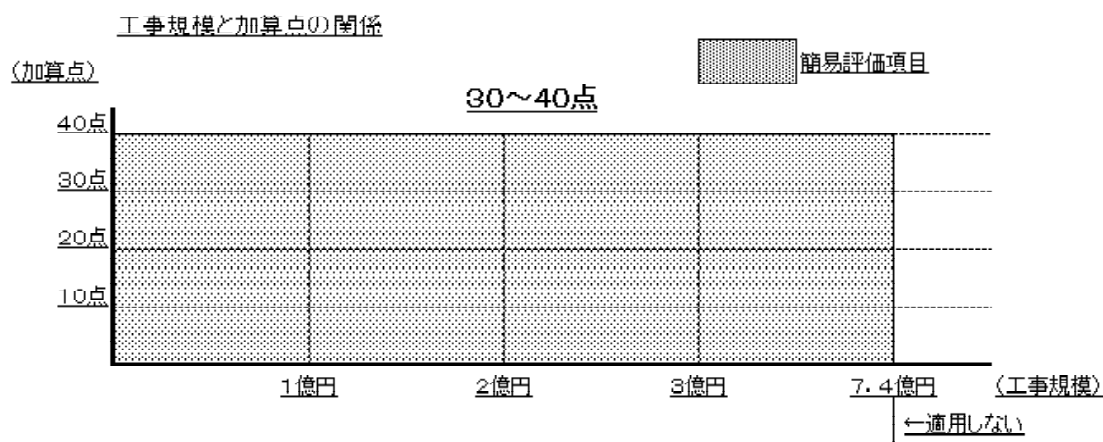
施工能力評価型 (I型・II型)

評価要素としては、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、加算点幅は下図のとおりとし、30～40点までの範囲で適宜設定するものとする。なお、I型における施工計画は可・不可の二段階で判断し点数化はしないものとする。また、施工計画が不可の場合には競争参加資格を認めないこととする。

なお、本方式は、「政府調達に関する協定」適用工事には適用し

ない。

● **施工能力評価型**



3) 施工体制確認型における適用加算点

施工体制確認型を適用する場合の加算点は、技術提案評価型で10～70点まで、施工能力評価型で10～50点までの範囲内で工事内容に応じて適切に定めることができる。

通達※：国地契第72号「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(H18.12.8)

第4 落札者の決定方法

「技術提案評価型」、「施工能力評価型」のいずれの総合評価方式においても、総合評価方式による落札者の決定は、以下の方法による。

(1) 入札参加者は、価格及び技術資料（技術提案、施工実績等）をもって入札し、下記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価値

① 入札価格が予定価格以下であること。

② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格 (単位：億円)} \\ &= (100 \text{点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

標準点：要求要件を満足する技術資料を提出した者に100点の標準点を与える。

加算点：技術資料に対し評価基準に基づき評価した加算点を与える。

- ③ 施工体制確認型においては、①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝(標準点＋加算点＋施工体制評価点)÷入札価格(単位：億円)

＝(100点＋加算点＋施工体制評価点)÷入札価格

標準点：要求要件を満足する技術資料を提出した者に100点の標準点を与える。

加算点：技術資料に対し評価基準に基づき評価した加算点を与える。

施工体制評価点：品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を評価基準に基づき評価された施工体制評価点を与える。

- (3) 評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値の計算において入札価格の単位は億円とする。

基準評価値＝100点(標準点)÷予定価格(単位：億円)

- (4) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

第5 総合評価の履行の担保について

- (1) 履行の担保

落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、次に掲げる何れかを選択する。

- 1) 工事施工中に技術提案の履行が確認できる場合

→ 工事の一時中止（提案の履行が確認できるまで施工を中止する。ただし、これに伴う工期延期は行わない。）

2) 工事が完了しなければ技術提案の履行が確認できない場合

→ 工事成績の減点措置、違約金の徴収とする。

①工事成績の減点措置

工事成績減点値 = $((A - B) / A) \times (\text{該当項目の加算点} / \text{加算点合計}) \times ※10$ 点

A : 入札時の技術提案の評価（加算点）

B : 施工後の実施に対する評価（加算点）

工事成績減点値は少数以下四捨五入した値とする。

※工事成績評定の「法令遵守項目」として1ヶ月未満の指名停止相当の減点を適用

②違約金の徴収

違約金 = $C - C * ((D + E + G) / (D + F + G))$

C : 当初入札金額

D : 標準点 = 100点

E : 施工後の実施値における加算点合計

F : 当初入札時に記載した技術提案による加算点合計

G : 施工体制評価点

第6 低価格入札であって、落札を決定された者が契約しなかった場合の企業評価への反映

低価格入札であって、落札を決定された者（予定された者含む。以下同じ。）が契約しなかった場合は、別紙 表-1～6の評価項目のうち「事故及び不誠実な行為等」で評価点を最大30点減点するものとする。

この措置は低価格入札での落札を決定された者が建設共同企業体の場合は、その構成員へ同様の評価を適用するものとし、低価格入札での落札を決定された者が単体企業の場合は、単体企業が構成員となる建設共同企業体へ同様の評価を適用するものとする。

第7 入札及び契約の過程に関する苦情処理等について

入札及び契約の過程に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「四国地方整備局入札監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に処理する。

また、各競争参加者から提出された技術提案のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知に関する問い合わせに対応するための窓口を設置する。

附 則

（施行期日）

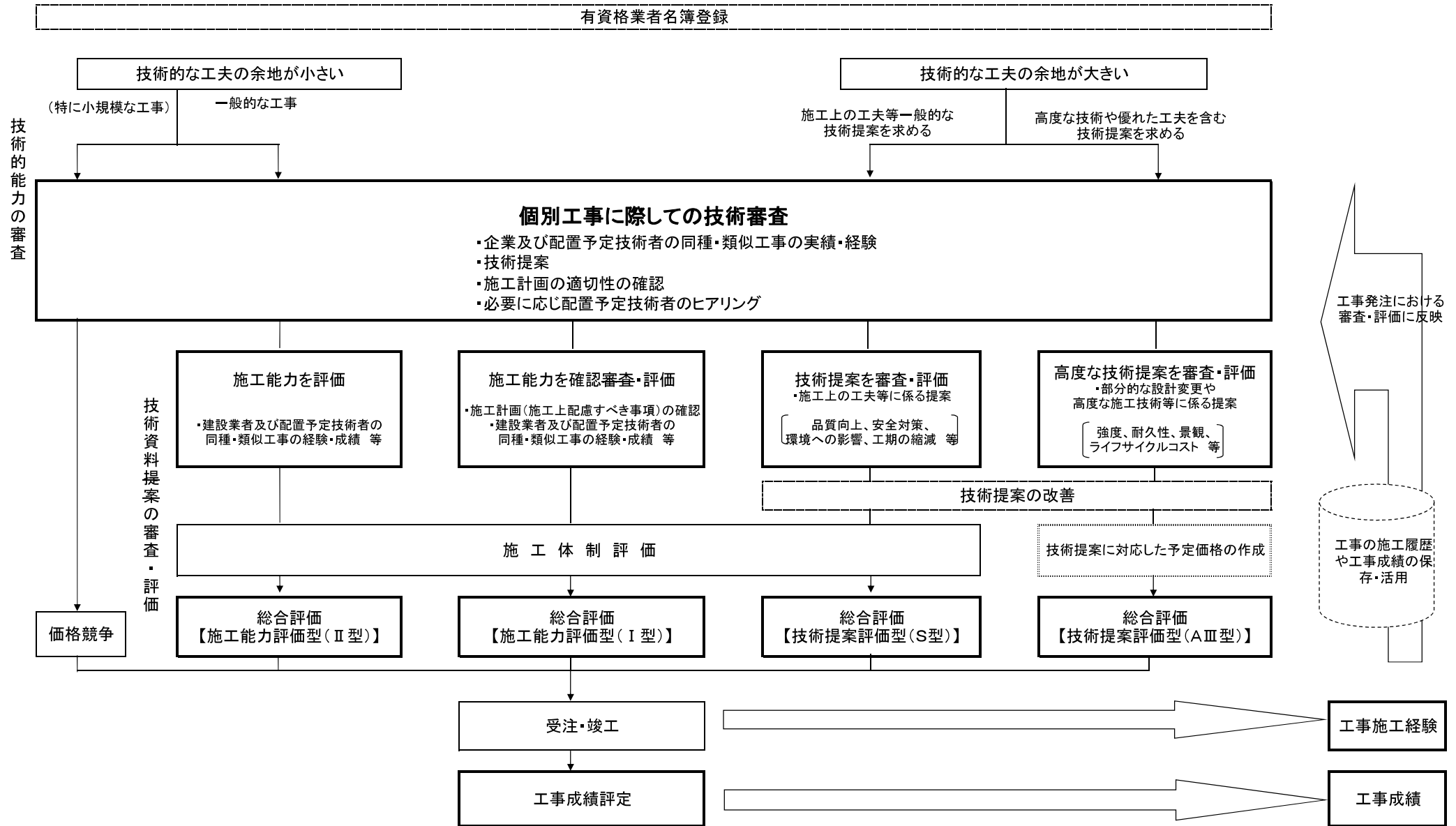
本実施方針は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

（施行期日）[最終改正]

本実施方針は、平成28年4月1日より施行する。

図-1



表－1 四国地方整備局における「技術提案評価型(A型)WTO」評価項目及び評価点(案)【平成28年度版】

		評価の視点	評価項目	評価対象項目	加算点 (評価点)	備 考	
総合評価	技術提案評価 (※VEに値する提案)	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	—	評価項目を以下の方法で加算点を算出。(ガイドライン参照) ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は50点満点とし、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を70点以内で設定する。	
		性能・強度等	工事的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎			
		環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎			
		合 計				50	
段階選抜	簡易な技術提案	施工上の課題への対応	指定した施工上の課題への対応的確性	◎	—	評価項目を以下の方法で評価点を算出。 ・判定方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、評価点は30点満点とする。	
		材料の品質の確認・管理方法	材料の品質の確認方法、管理方法の適切性	◎			
		合 計				30	
		評価の視点	評価項目	評価対象項目	評価点	備 考	
段階選抜	技術者評価	配置予定技術者の能力	同種・類似の施工経験①	◎	5		
			同種・類似の施工経験②	◎	5		
			同種・類似の施工経験③	◎	5		
		小 計				15	
	企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	15	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。	
		小 計				15	
		合 計				30	
ヒアリング	配置予定技術者の技術提案に対する理解度		◎	—	ヒアリングは、技術提案の内容を確認するために実施するもので、評価は行わない。		
加算点合計(満点)					50～70		

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

表一2 四国地方整備局における「技術提案評価型(A型)非WTO」評価項目及び評価点(案)【平成28年度版】

		評価の視点	評価項目	評価対象項目	加算点 (評価点)	備 考	
総合評価	技術提案評価 (※V)	Eに値する提案	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	—	評価項目を以下の方法で加算点を算出。(ガイドライン参照) ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は50点満点とし、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を70点以内で設定する。
			性能・強度等	工事的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎		
			環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎		
			合計		50		
段階選抜	簡易な技術提案	施工上の課題への対応	指定した施工上の課題への対応の的確性	◎	—	評価項目を以下の方法で評価点を算出。 ・判定方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、評価点は20点満点とする。	
			材料の品質の確認・管理方法	材料の品質の確認方法、管理方法の適切性			◎
			合計	20			
			合計		20		
段階選抜	簡易評価項目	技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5	
				同種・類似の施工経験	◎	10	
				工事成績	◎	30	港湾空港部以外(平成19年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)、港湾空港部に限る(地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る))における5年間の平均工事成績点(当該工種)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)
				優良工事技術者表彰	◎	5	評価対象期間は、過去4年度。
				合計		50	
		基本企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	10	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。
				工事成績	◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工種) 営繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)
				工事に係る表彰	◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価は、局長、事務所長等、四県知事及び四県土木(県土整備)部長の表彰を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。
					小計	45	
				合計		50	
			地域精進度 (災害支援、社会性)	地理的条件(近隣実績)	◎	10	
				災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績	◎	10	災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県知事及び市町村長の表彰状、感謝状を対象。また、災害時における緊急復旧等の実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。評価対象期間は、過去3年度。
				事故及び不誠実な行為等	◎	0 ~ -30	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。
					小計	-30 ~ 20	
				合計		-30 ~ 65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。
		企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象とする。
				災害時の復旧支援体制	△	5	四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はブルドーザ、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。 四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する主作業船保有の有無を評価。(港湾空港部)
			地理的条件	地理的条件(営業拠点)	△	5	
				地理的条件(四国島内製作工場の有無)	△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作のある工事に限る)に適用
				AS舗装施工体制	△	10	AS舗装工事に適用
作業船	工事で使用する作業船の保有		△	5	工事で使用する作業船の保有状況を評価。(港湾空港部)		
	環境負荷の低い作業船の使用		△	5	「海洋汚染等及び海上作業の防止に関する法律」に定められたNOx(窒素酸化物)の排出規制に適合する作業船を対象とする。(港湾空港部)		
情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用		△	5	トータルステーションによる出来高管理技術、TS・衛生測位システムによる締め管理技術、マシンコントロール(モータグレーダ)技術、MC・マシンガイダンス(ブルドーザ)技術、MG(バックホウ)技術による情報化施工を活用する工事に適用		
技能者等の活用	登録基幹技能者の活用		△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用		
	施工管理技術者の活用		△	5	港湾工事全般(陸上工事含む)は「海上工事施工管理技術者Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類」、制限区域内における空港工事の場合は「空港工事施工管理技術者」を対象とする。(港湾空港部)		
	合計		0~25				
	合計		-30 ~ 140	評価点の総和(=合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点(満点20~30点)」に換算する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。			
リンク	配置予定技術者の技術提案に対する理解度	◎	—	ヒアリングは、技術提案の内容を確認するために実施するもので、評価は行わない。			
加算点合計(満点)				50~70			

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表一3 四国地方整備局における「技術提案評価型(S型)WTO」評価項目及び評価点(案)【平成28年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	加算点	備 考
技術提案評価(※VEに値する提案)	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	-	評価項目を以下の方法で加算点を算出。(ガイドライン参照) ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、60～70点満点とし、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を70点以内で設定する。
	性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎		
	環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎		
	合 計			60～70	
ヒアリング		配置予定技術者の技術提案に対する理解度	△	× 1.0 × 0.5 × 0.0	技術提案の加算点に左記係数を乗じる。
加算点合計(満点)				60～70	

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

表-4 四国地方整備局における「技術提案評価型(S型)非WTO」評価項目及び評価点(案)【平成28年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	加算点	備 考	
技術提案評価 (※VE)	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	-	評価項目を以下の方法で加算点を算出。(ガイドライン参照) ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は20~40点満点、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を20~40点以内で設定する。	
	性能・強度等	工事的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎			
	環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎			
	合 計					20~40
評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備 考	
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5		
		同種・類似の施工経験	◎	10		
		工事成績	◎	30	港湾空港部以外(平成19年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)。港湾空港部に限る(地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)における5年間の平均工事成績点(当該工種)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)	
		優良工事技術者表彰	◎	5	評価対象期間は、過去4年度。	
	合 計			50		
基本企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	10	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、異なる同種性が認められる場合に加点する。	
		工事成績	◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工種) 営繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)	
		工事に係る表彰	◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価は、局長、事務所長等、四県知事及び四県土木(県土整備)部長の表彰を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。	
			小計	45		
	地域精通度 (災害支援、社会性)	地理的条件(近隣実績)	◎	10		
		災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績	◎	10	災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県知事及び市町村長の表彰状、感謝状を対象。また、災害時における緊急復旧等の実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。評価対象期間は、過去3年度。	
		事故及び不誠実な行為等	◎	0 ~ -30	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(階層、粗漏工事、建築法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。	
	合 計			-30 ~ 65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。	
	企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象とする。
			災害時の復旧支援体制	△	5	四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はフルドーザ、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。 四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する主作業船保有の有無を評価。(港湾空港部)
地理的条件		地理的条件(営業拠点)	△	5		
		地理的条件(四国島内製作工場の有無)	△	5	鋼構上部工、水門・樞門ゲート設備工、PC上部工(工場製作所のある工事に限る)に適用	
作業船		AS舗装施工体制	△	10	AS舗装工事に適用	
		工事で使用する作業船の保有	△	5	工事で使用する作業船の保有状況を評価。(港湾空港部)	
情報化施工技術の活用		環境負荷の低い作業船の使用	△	5	「海洋汚染等及び海上作業の防止に関する法律」に定められたNOx(窒素酸化物)の排出規制に適合する作業船を対象とする。(港湾空港部)	
		情報化施工技術の活用	△	5	トータルステーションによる出来高管理技術、TS・衛生測定システムによる締め管理技術、マシンコントロール(モータグレーダ)技術、MC・マシンガイドンス(フルドーザ)技術、MG(バックホウ)技術による情報化施工を活用する工事に適用	
技能者等の活用		登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用	
		施工管理技術者の活用	△	5	港湾工事全般(陸上工事含む)は「海上工事施工管理技術者Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類」、制限区域内における空港工事の場合は「空港工事施工管理技術者」を対象とする。(港湾空港部)	
合 計			0~25			
合 計			-30 ~ 140	評価点の総和(=合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点(満点20~30点)」に換算する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。		
ヒアリング	配置予定技術者の監理能力	△	×1.0 ×0.5 ×0.0	同種・類似施工経験の評価点に左記係数を乗じる。		
	配置予定技術者の技術提案に対する理解度		×1.0 ×0.5 ×0.0	技術提案の加算点に左記係数を乗じる。		
加算点合計(満点)			50~60			

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表一5 四国地方整備局における「施工能力評価型(I型)」評価項目及び評価点(案)【平成28年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価	備考	
施工計画評価	施工計画	施工上配慮すべき事項の適切性	現場条件に応じ、施工上配慮すべき事項について、具体的に1項目設定。	可・不可	不可の場合は競争参加資格を認めない。	
						合計
評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備考	
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5		
		同種・類似の施工経験	◎	10		
		工事成績	◎	30	港湾空港部以外(平成19年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)、港湾空港部に限る(地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)における5年間の平均工事成績点(当該工種)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)	
		優良工事技術者表彰	◎	5	評価対象期間は、過去4年度。	
		合計		50		
企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	10	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。	
		工事成績	◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工種) 営繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)	
		工事に係る表彰	◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価は、局長、事務所長等、四県知事及び四県土木(県土整備)部長の表彰を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。	
			小計	45		
		地域精通度(災害支援、社会性)	◎	10		
		◎	0 ~ 30	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(贈賄、粗悪工事、建業法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約締結した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。		
		小計	-30 ~ 20			
		合計	-30 ~ 65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。		
	その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象とする。
			災害時の復旧支援体制	△	5	四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はブルドーザ、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。 四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する主作業船保有の有無を評価。(港湾空港部)
地理的条件		地理的条件(営業拠点)	△	5		
		地理的条件(四国島内製作工場の有無)	△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用	
作業船		AS舗装施工体制	△	10	AS舗装工事に適用	
		工事で使用する作業船の保有	△	5	工事で使用する作業船の保有状況を評価。(港湾空港部)	
環境負荷の低い作業船の使用		△	5	「海洋汚染等及び海上作業の防止に関する法律」に定められたNOx(窒素酸化物)の排出規制に適合する作業船を対象とする。(港湾空港部)		
技能者等の活用	情報化施工技術の活用	△	5	トータルステーションによる出来高管理技術、TS・衛生測位システムによる総面管理技術、マシンコントロール(モータグレーダ)技術、MC・マシンガイドシステム(ブルドーザ)技術、MG(バックホウ)技術による情報化施工を活用する工事に適用		
	登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用		
	施工管理技術者の活用	△	5	港湾工事全般(陸上工事含む)は「海上工事施工管理技術者Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類」、制限区域内における空港工事の場合は「空港工事施工管理技術者」を対象とする。(港湾空港部)		
	合計		0~25			
	合計		-30 ~ 140	評価点の総和(=合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点(満点20~30点)」に換算する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を0点とする。		
ヒアリング	配置予定技術者の監理能力	△		×1.0 ×0.5 ×0.0	同種・類似施工経験の評価点に左記係数を乗じる。	
	配置予定技術者の施工計画に対する理解度			可・不可	不可の場合は競争参加資格を認めない。	
加算点合計(満点)				30~40		

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表一六 四国地方整備局における「施工能力評価型(Ⅱ型)」評価項目及び評価点(案) 【平成28年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備 考	
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5		
		同種・類似の施工経験	◎	10		
		工事成績	◎	30	港湾空港部以外(平成19年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)。港湾空港部に限る(地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)における5年間の平均工事成績点(当該工種)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)	
		優良工事技術者表彰	◎	5	評価対象期間は、過去4年度。	
合 計				50		
簡易評価項目	基本企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	10	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。
			工事成績	◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工種) 営繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)
			工事に係る表彰	◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価は、局長、事務所長等、四県知事及び四県土木(県土整備)部長の表彰を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。
			小計		45	
	地域精進度 (災害支援、社会性)	地理的条件(近隣実績)	◎	10		
		災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績	◎	10	災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県知事及び市町村長の表彰状、感謝状を対象。また、災害時における緊急復旧等の実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。評価対象期間は、過去3年度。	
		事故及び不誠実な行為等	◎	0 ~ -30	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。	
		小計		-30 ~ 20		
	合 計				-30 ~ 65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。
	その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象とする。
			災害時の復旧支援体制	△	5	四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はブルドーザ、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。 四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する主作業船保有の有無を評価。(港湾空港部)
		地理的条件	地理的条件(営業拠点)	△	5	
地理的条件(四国島内製作工場の有無)			△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用	
AS舗装施工体制			△	10	AS舗装工事に適用	
作業船		工事で使用する作業船の保有	△	5	工事で使用する作業船の保有状況を評価。(港湾空港部)	
		環境負荷の低い作業船の使用	△	5	「海洋汚染等及び海上作業の防止に関する法律」に定められたNOx(窒素酸化物)の排出規制に適合する作業船を対象とする。(港湾空港部)	
情報化施工技術の活用		情報化施工技術の活用	△	5	トータルステーションによる出来高管理技術、TS・衛生測定システムによる締固め管理技術、マシンコントロール(モータグレーダ)技術、MC・マシンガイダンス(ブルドーザ)技術、MG(バックホウ)技術による情報化施工を活用する工事に適用	
技能者等の活用		登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用	
		施工管理技術者の活用	△	5	港湾工事全般(陸上工事含む)は「海上工事施工管理技術者Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類」、制限区域内における空港工事の場合は「空港工事施工管理技術者」を対象とする。(港湾空港部)	
合 計				0~25		
合 計				-30 ~ 140	評価点の総和(=合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点(満点20~30点)」に換算する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。	
加算点合計(満点)				30~40		

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※CPD: Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表-7

四国地方整備局における「施工体制確認型総合評価方式」の評価項目及び評価点 【平成28年度版】

評価の視点	評価対象項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階評価を基本とする。
施工体制確保の確実性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階評価を基本とする。
合計		30	

◎:必須項目とする

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて、加算点(技術提案)を減ずるものとする。

施工体制評価後の加算点 = 企業・技術者評価加算点 + {開札時の技術提案加算点(仮) × (施工体制評価点 ÷ 30点)}

プロポーザル方式及び総合評価落札方式における技術者評価

1. 調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用

- 平成27年度から維持管理分野で実施している技術者資格の登録制度に、平成28年度から計画、調査、設計分野を新たに対象に追加。また、点検・診断等の維持管理分野も拡充が図られた。
- 技術者資格登録規程に、位置づけられた業務については、評価する資格に「国土交通省登録技術者資格」を追加し評価する。

※公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格簿

<http://www.mlit.go.jp/common/001120302.pdf>

2. 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行

- 総合評価落札方式(簡易型)の企業および技術者の業務成績について、四国地方整備局発注業務の成績のみで評価を行う。

調査・設計等業務における 技術者資格登録規程の活用について



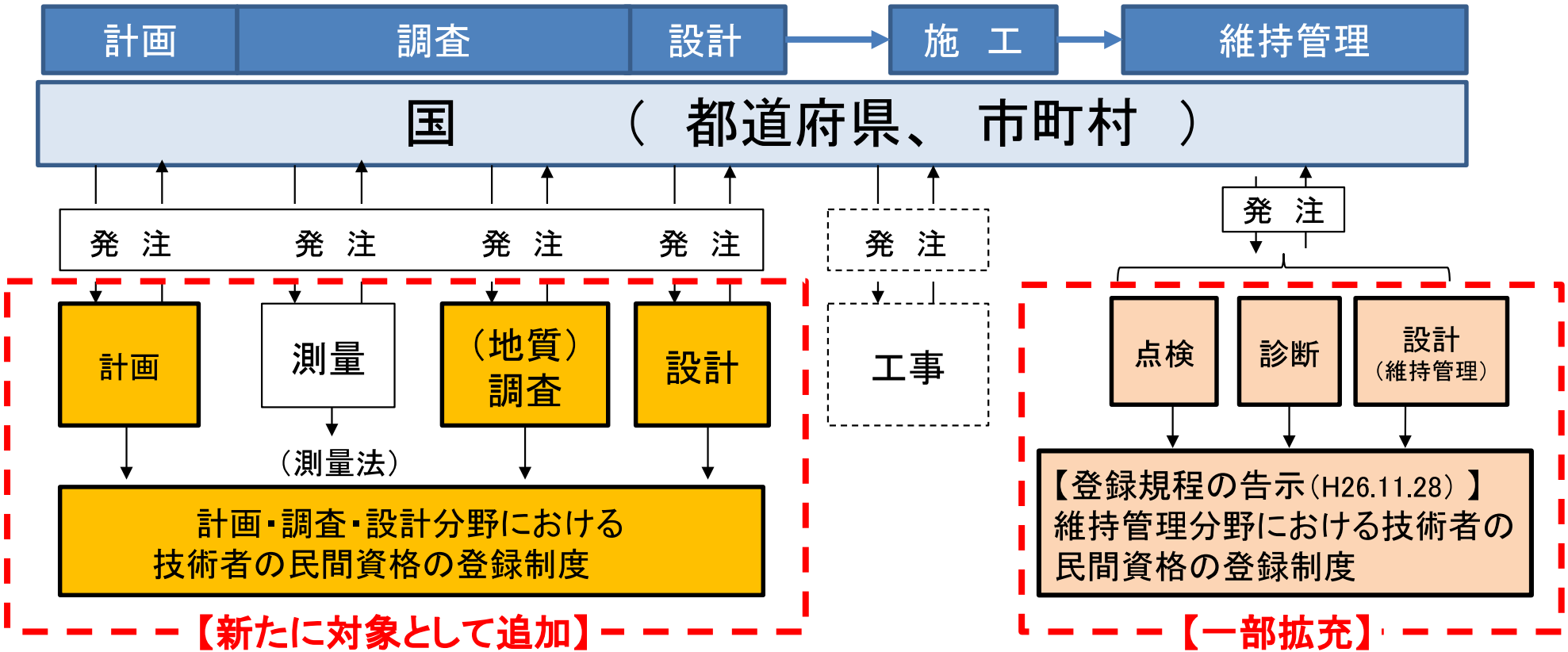
四国地方整備局

民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

平成27年度から維持管理分野で民間資格の登録制度を実施。
平成28年度から計画、調査、設計分野を新たに対象に追加。点検・診断等の維持管理分野も拡充。

- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野。
- 業務の対象：工事完成後の点検、診断等に加え、計画、調査、設計分野を対象に追加あわせて、点検・診断等の維持管理分野も拡充。
⇒平成27年10月16日 技術者資格登録規程 改正

(概念図)



計画・調査・設計分野における対象とする区分（施設分野-業務-知識・技術を求める者）

計画、調査、設計分野は、11部門18施設が新設。
 登録資格の対象は、「管理技術者」、若しくは「管理技術者」と「照査技術者」

部門	専門分野															横断分野		
	河川、砂防及び 海岸・海洋					港湾及び空港		道路			下水道	造園	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	建設電気通信	地質・土質	建設環境
施設分野等	河川・ダム	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	海岸	港湾(※)	空港	道路	橋梁	トンネル	下水道	都市公園等	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	電気施設・通信施設・制御処理システム	地質・土質	建設環境
業務																		
計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□	□
設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※潜水作業が伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

知識・技術を求める者: 管理技術者

管理技術者と照査技術者両者(両者に同様の知識・技術を求める)

維持管理分野における対象とする区分（施設分野-業務-知識・技術を求める者）

維持管理分野は、河川、下水道、土木機械設備を追加し、6部門10施設から9部門13施設に拡充。

		拡充			拡充				拡充					
		道路			河川	砂防		海岸	下水道	港湾	空港	都市公園	土木機械設備	
施設分野等	業務分野	橋梁（鋼橋）	橋梁（コンクリート橋）	トンネル	堤防・河道	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	下水道管路施設	港湾施設	空港施設	公園施設（遊具）	土木機械設備
		点検	■	■	■	■	□	□	□	□	□	■	□	□
診断	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□
設計 （維持管理）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	■	■

知識・技術を求める者: □ 管理技術者
 ■ 担当技術者
 ■ 管理技術者と担当技術者両者

注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

「登録規程」に伴う業務区分と資格の評価

登録規程に、位置づけられた業務については、評価する資格に「国土交通省登録技術者資格」を追加。

登録規程に位置付けがない場合

- ①国家資格
 - ・技術士
 - ・博士(研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
- ②民間資格
 - ・RCCM
 - ・地質調査技士(地質調査分野に適用)
 - ・土木学会認定技術者【特別上級、上級、一級】
(土木関係分野に適用)
 - ・コンクリート診断士
(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)
 - ・土木鋼構造診断士
(鋼構造物の維持・修繕に適用)等

登録規程に位置
づけあり

登録規程に位置付けがある場合

- ①国家資格
 - ・技術士
 - ・博士(研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
 - ②国土交通省登録技術者資格
 - ③上記以外の民間資格
- ※②以外で、これまで評価していたRCCM、土木学会認定技術者などの資格等

※評価方法

<管理技術者、照査技術者>

①→②→③の順位で評価

<担当技術者>

①、②は、同等、③は、次位で評価

「登録規程」に基づき技術資格登録簿に登録された民間資格

民間資格111資格が新たに追加。
 (維持管理分野:49資格、計画・調査・設計分野:62資格)

●維持管理分野(点検・診断等業務)※H27年度一部拡充

施設等名	登録資格数		
	H27.1	H28.2	計
土木機械設備 ※拡充	—	2	2
公園(遊具)	0	4	4
堤防・河道 ※拡充	—	0	0
下水道管路施設 ※拡充	—	1	1
砂防設備	1	1	2
地すべり防止施設	2	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	3
海岸堤防等	4	0	4
橋梁(鋼橋)	16	13	29
橋梁(コンクリート橋)	17	12	29
トンネル	5	13	18
港湾施設	4	0	4
空港施設	0	1	1
計	50	49	99

●新設分野(計画・調査・設計業務)※H27年度制定

施設等名	登録資格数 (H28.2)
地質・土質	9
建設環境	2
電気施設・通信施設・制御処理システム	1
建設機械	1
土木機械設備	1
都市計画及び地方計画	1
都市公園等	2
河川・ダム	2
下水道	1
砂防	2
地すべり対策	2
急傾斜地崩壊等対策	3
海岸	12
道路	3
橋梁	3
トンネル	2
港湾	14
空港	1
計	62

「登録規程」に伴う業務区分と資格の評価

技術者資格登録規程に照査技術者が位置付けられたことから、照査技術者の評価を追加。

特定・入札段階による予定技術者の評価の標準配点

予定技術者の配点は、50点満点

管理技術者に加え、担当技術者又は、照査技術者を評価する場合は、成績から3点を配分

評価項目	評価内容	評価の着目点	評価する技術者			
			管理技術者のみ	管理技術者及び担当技術者	管理技術者及び照査技術者	
予定技術者	管理技術者	資格・実績	技術者資格等	10(5)	10(5)	10(5)
			同種又は類似業務等の実績	5	5	5
			当該業務従事期間	(5)	(5)	(5)
			CPDの取得状況	2	2	2
			当該事務所、周辺での受注実績	(5)	(5)	(5)
	成績・表彰	業務の成績 (過去4年度間+ α)	28	25	25	
		業務表彰の有無 (過去4年度間+ α)	5	5	5	
	担当技術者	技術者資格等	—	3	—	
	照査技術者	上記管理技術者の項目を準用	—	—	3	
		集計	50	50	50	

※1:()は、必要に応じて設定。

※2: α は、公示日までの期間

総合評価落札方式(簡易版) の業務成績の評価について



四国地方整備局

- 国土交通省では、インフラが適切に維持管理されよう、施設の老朽化対策に取り組んでいる。
- 四国内のインフラのメンテナンス及び補修が適切に行われるように、四国に精通した技術者の育成を図るため、四国地域での実績が優れた企業及び技術者を評価する試行業務を行う。

【試行内容】

総合評価落札方式(簡易型)の企業および技術者の業務成績について、四国地方整備局発注業務の成績のみで評価を行う。

【試行開始時期】

平成28年4月1日以降に公告を行う業務。

〔従来〕

企業及び技術者の業務成績
国土交通省及び沖縄総合事務局発注の完了業務の平均点で評価



〔試行〕

企業及び技術者の業務成績
四国地方整備局発注の完了業務 の平均点で評価

四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行

総合評価落札方式(簡易型)の業務成績について、四国地方整備局発注の業務成績で評価。

①指名するための基準

評価の項目	評価の着目点	配点		
参加表明者の 経験及び能力	当該部門の建設コンサルタント登録等	5	50	100
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)	5		
	当該事務所、周辺での受注実績(過去10ヶ年)	5		
	四国地方整備局における業務成績(過去2ヶ年)	30		
	四国地方整備局における企業表彰の有無(過去2ヶ年)	5		
予定管理技術者の 経験及び能力	技術者資格等、その専門分野の内容	5	50	
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)	5		
	当該事務所、周辺での受注実績(過去10ヶ年)	5		
	四国地方整備局における業務成績(過去4ヶ年)	30		
	四国地方整備局における技術者表彰の有無(過去4ヶ年)	5		

②入札するための基準

評価項目	評価の着目点		配点		
予定管理技術者の 経験及び能力	技術者資格等、その専門分野の内容		5	50	100
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)		5		
	CPDの取得状況		2		
	当該事務所、周辺での受注実績の有無(過去10ヶ年)		5		
	四国地方整備局における業務成績(過去4ヶ年)		28		
	四国地方整備局における技術者表彰の有無(過去4ヶ年)		5		
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解	20	50	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性	10		
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性	10		
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘	10		